

1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明] (「評価の視点」1-1から1-5)

(理念・目的及び教育目標)

1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか(「大学院」第1条の2)。

本研究科は、「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2に定めるとおり、「高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うこと」を目的とし、幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨とする教育により、多様化する地域社会に密着して市民生活を支援できる法曹の養成を目標として設定している。この地域密着型法曹養成という目標は、さらに「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域行政に通じた法曹」という標語で具体的に示している。

また、2011年1月に策定したディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)において、1. 地域行政、中小企業や市民の日常活動に生じる法的諸問題への対処能力、2. 地域社会において法的問題解決を担う弁護士、又は地域社会に生じる法的問題に精通した検察官・裁判官となる能力、3. 地域社会に生じる法的問題に積極的に対応する政策提言能力という3つの能力を身につけることを、法務博士(専門職)の学位授与のための方針として明確化している。

(添付資料8「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2、添付資料1『2012法科大学院履修要覧・シラバス』pp. 2-3及び『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』pp. 1-3、添付資料10「法科大学院ホームページ」)

1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか(「連携法」第1条)。

本研究科の上記理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下、連携法という)第1条の定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する」法曹の養成という法科大学院制度の趣旨・目的に十分適合している。

1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。

本研究科専任教員の間では、法務研究科委員会(教授会に相当、以下同じ。)、FD活動等の機会を通して、理念・目的及び教育目標を繰り返し確認している。また、新聞社等が主催する法科大学院説明会のほか、毎年本学で開催する横浜弁護士会会長講演、本学を会場とする適性試験の機会等に行う入試・進学相談会に当たっても、関係教職員に対し、事前に本研究科の理念等を確認させている。さらに入学試験選考時の面接試験に際しては、担当教員の間で事前に理念等について再確認する機会も設けている。

兼任教員、非常勤講師については、履修要覧など関連資料の送付や、学年末に行う非常勤講師との懇談会での意見交換・懇親の機会に理解を深めてもらっている。

本研究科の学生には、新学期最初に行うオリエンテーションの機会を利用して、本研究科が目指す法曹像につき説明しているほか、クラス担任制、オフィス・アワーなど密接な教員・学生間の交流機会を通じ、各教員から学生に教育理念等が伝えられている。さらに、毎年度発行する『法科大学院履修要覧・シラバス』や『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』、本研究科ホームページを通じて周知徹底を図っている。

他学部・大学院研究科の教職員及び学生については、本学ホームページ以外に、『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』、『2013年度大学院案内』等の各種刊行物を通じて周知を図っている。なお、専任教職員及び全非常勤講師に対して本研究科を含む全学の理念・目的等をまとめた『神奈川大学の基本方針2012』を配布することで周知を図っている(添付資料1『2013年度キャンパスガイドブック』p. 147及び『2013年度大学院案内』pp. 28-33、添付資料11-1「神奈川大学ホームページ」)。

1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか(「学教法施規」第172条の2)。

学外に対しては、上述した法科大学院説明会・相談会の機会を利用してのほか、本研究科ホームページや毎年度発行する『神奈川大学法科大学院2013GUIDE BOOK』を通じて周知を図っている。また、社会人・学生向けに発行される大学・大学院ガイド、法律雑誌、新聞等の媒体を積極的に活用し、本研究科における法曹養成の理念を伝えている。

(添付資料11-2「日本経済新聞」「朝日新聞」「読売新聞」2012年4月7日、リクルート『法科

大学院入試ガイド2013年度版』（2012年5月発行）p. 46、日経キャリアマガジン特別編集『法科大学院徹底ガイド2013』（2012年6月発行）p. 106、『日経大学・大学院ガイド2012年入門編』（2012年5月発行）p. 158、『日経大学・大学院ガイド2012年試験対策編』（2012年9月発行）p. 146、日経Bizアカデミー「大学・大学院ナビ」、リクルート「大学&大学院.net」)

(教育目標の検証)

1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。

法科大学院をめぐる情勢の変化を踏まえ、2009年度及び2010年度カリキュラムの改定を行った際に、教育目標のあり方についても研究科委員会で検討を加えた。この結果をもとに、進級制を導入したほか、一部の授業科目の新設・廃止及び配当群の変更、履修要件の変更などを行っている。

[点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」1-1から1-5)

教育目標等の設定については、「神奈川大学大学院法務研究科規程」第1条の2、ディプロマ・ポリシー、毎年度発行する法科大学院履修要覧等に記載のとおり、明確に設定されている。

学内周知について、本研究科専任教員に対しては上述のとおり繰り返し行っており、徹底されている。なお、上述した『神奈川大学の基本方針2012』の配布を通じて、全教職員（非常勤講師含む）に対して理念・目的等の周知を図っている点については、優れた取り組みといえる。学生についてもほぼ徹底されており、本研究科の広報活動として活字媒体等で学生の声が掲載される際に、本研究科の追求する法曹像が学生にも広く共有されていることが確認できる。

学外周知についてもホームページ等で十分に行っている。本研究科受験生が文書で提出する「志望動機」にはほぼ例外なく地域密着型の法曹養成への言及が見られ、本研究科の追求する法曹像が広く知られていることがわかる。

教育目標の検証については、本来、所期の理念を体現し、社会に貢献する法曹が具体的に輩出されたかによって判断されるべきであり、現段階でその達成度を測るのは困難である。研究科委員会等において教育目標の検証は絶えず行っているが、達成度を測るための制度的整備については未だ十分とはいえない。

[将来への取組み・まとめ](「評価の視点」1-1から1-5)

社会人・他学部出身者の減少など法科大学院をめぐる環境の変化を踏まえ、**教育目標**を継続的に精錬する作業が必要な一方、司法試験合格のみを求める風潮が強まっている状況を前に、本研究科が追求する法曹像を日常的にこれまで以上に自覚し、法曹の社会的役割への意識を喚起していく。学生向けの講演会等開催にあたっては、本研究科の教育目標を体現している方々を積極的に招聘するなどして、教育目標の**学内周知**の機会を広げていきたい。そうした際にアンケート等を取り、学生・教職員への周知度を測る指標とする。

学外への周知としては、これまで以上に広報活動を強化し、ホームページの更新を図るほか、2011年度から始めた法曹志望者向けの「法科大学院トライアルコース」をより充実させる。この大学院トライアルコース（2012年度は本研究科を含む本学大学院の6研究科が実施）は、大学院への進学希望者を対象に夜間や土曜日に無料開講する講座であり、本研究科では、法曹を目指す社会人や法学部以外の学部出身者をも対象として、専任教員が講師となり、法科大学院の授業の質・レベルを体験してもらうことを目的に前期・後期それぞれ5回程度行っている。また、本学学部で実施している進学説明会、父母懇談会や本学卒業生の会合等を利用し、本法科大学院の存在とその教育目標をさらに広く知らしめていく。

教育目標の検証については、2008年春に設立した「神奈川大学法曹会」（神奈川大学出身法曹を中心とする会）とも連携しつつ、本学修了生の進路状況や法曹としての活動実態を視野に入れ、教育目標の達成度の点検に資する体制を整える。